

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p><u>金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - 1 一般的な事務処理等 - 1 - 5 内部委任 <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 財務事務所長等への再委任 財務局長は、金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第42条の規定により財務局長に委任された事務のうち、次に掲げるものについては、申請者及び金融商品取引業者等の本店等の所在地を管轄する財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長に再委任することができる。</p> <p>～ (略)</p> <p>金商法第31条第1項及び第3項又は金商法第33条の6第1項及び第3項、金商法第31条の2第5項及び第8項、<u>金商法第31条の4第4項</u>、金商法第35条第3項及び第6項、金商法第46条の6第1項、金商法第50条第1項並びに金商法第50条の2第1項及び第7項の規定による届出の受理に関する事務</p> <p>・ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p><u>金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - 1 一般的な事務処理等 - 1 - 5 内部委任 <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 財務事務所長等への再委任 財務局長は、金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第42条の規定により財務局長に委任された事務のうち、次に掲げるものについては、申請者及び金融商品取引業者等の本店等の所在地を管轄する財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長に再委任することができる。</p> <p>～ (略)</p> <p>金商法第31条第1項及び第3項又は金商法第33条の6第1項及び第3項、金商法第31条の2第5項及び第8項、<u>金商法第35条第3項及び第6項</u>、金商法第46条の6第1項、金商法第50条第1項並びに金商法第50条の2第1項及び第7項の規定による届出の受理に関する事務</p> <p>・ (略)</p> <p>(4) (略)</p>
<p><u>監督上の評価項目と諸手続(共通編)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - 2 業務の適切性(共通編) - 2 - 4 顧客情報の管理 顧客に関する情報は、金融商品取引の基礎をなすものであり、その適切な管理が確保されることが極めて重要である。 	<p><u>監督上の評価項目と諸手続(共通編)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - 2 業務の適切性(共通編) - 2 - 4 顧客情報の管理 顧客に関する情報は、金融商品取引の基礎をなすものであり、その適切な管理が確保されることが極めて重要である。

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>そのうち特に、個人である顧客に関する情報については、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）金商業等府令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) <p>個人である顧客に関する情報については、<u>金商業等府令第123条第6号</u>の規定に基づきその安全管理及び従業者の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</p> <p>(安全管理について必要かつ適切な措置)</p> <p>イ. ~ニ. (略)</p> <p>個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（注）を、<u>金商業等府令第123条第7号</u>の規定に基づき保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。</p> <p>(注) その他特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</p> <p>(a) ~ (c) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>・ 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>- 1 経営管理（第一種金融商品取引業）</p> <p>(新設)</p>	<p>そのうち特に、個人である顧客に関する情報については、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）金商業等府令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) <p>個人である顧客に関する情報については、<u>金商業等府令第123条第1項第6号</u>の規定に基づきその安全管理及び従業者の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</p> <p>(安全管理について必要かつ適切な措置)</p> <p>イ. ~ニ. (略)</p> <p>個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（注）を、<u>金商業等府令第123条第1項第7号</u>の規定に基づき保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。</p> <p>(注) その他特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</p> <p>(a) ~ (c) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>・ 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>- 1 経営管理（第一種金融商品取引業）</p> <p>- 1 - 3 利益相反管理体制の整備</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p>(1) 利益相反管理体制の整備に関する基本的な考え方</p> <p><u>金融機関の提供するサービスの多様化や、世界的な金融コングロマリット化の進展に伴い、金融機関内又は金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっている。こうした状況を踏まえ、証券会社等（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）を行う者をいう。以下同じ。）においても、顧客の利益が不当に害されることのないよう、各証券会社等及びグループ会社の業務の内容・特性・規模等に応じ、利益相反のおそれのある取引を管理することが求められている。</u></p> <p><u>こうしたことから、金商法第36条第2項に基づき、証券会社等が自社及びその子金融機関等における適切な利益相反管理体制を整備することが重要である。</u></p> <p><u>なお、証券会社等は、一定の条件の下で、その親法人等又は子法人等（以下「親子法人等」という。）との間で非公開情報の授受を行うことが認められている。これを踏まえ、当該証券会社等及びその金融グループ内において行う全ての業務（金融商品取引業以外の業務を含む。）に関して生じ得る利益相反に留意した経営管理を行うことが望ましい。また、その際には、顧客の利益を直接的に害するおそれ以外にも、証券会社等又は金融グループとしてのレピュテーション・リスク（社会的評価又は金融市場における信用が傷つくリスクをいう。以下同じ。）が顕在化するおそれにも留意した経営管理が行われることが望ましい。</u></p> <p><u>一方、証券会社等のグループ会社の中には、当該証券会社等の顧客とは無関係の業務を行っているものがあり得ることも踏まえれば、証券会社等が行う利益相反管理の水準・深度は、必ずしも同一である必要はないと考えられる。また、証券会社等がグループ会社との間で非公開情報を共有しない措置を講じている場合は、当該グループ会社との間の利益相反管理について、必要十分な措置を講じていると認められる場合があると考えられる。このように、証券会社等がグループ内で利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合には、対外的に十分な説明が求められる</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>ことに留意する必要がある。</u> <u>また、証券会社等が行うこととされている利益相反管理を当該証券会社等の親会社等が行っている場合であっても、当該証券会社等がその管理方法や実施状況を適確に把握し、かつ、必要に応じ適切に関与している場合には、必要十分な措置を講じていると認められる場合があると考えられる。</u> <u>これらを踏まえ、以下のような点に留意して監督するものとする。</u></p> <p>(2) <u>利益相反のおそれのある取引を特定するための体制の整備</u> <u>あらかじめ、利益相反のおそれのある取引を特定し、類型化しているか。</u> <u>利益相反のおそれのある取引の特定にあたり、証券会社等及びその親金融機関等又は子金融機関等の行う業務の内容・特性・規模等を適切に反映できる態勢となっているか。</u> <u>特定された利益相反のおそれのある取引について、例えば新規業務の開始等に対応して、その妥当性を定期的に検証する態勢となっているか。</u></p> <p>(3) <u>利益相反管理の方法</u> <u>特定された利益相反のおそれのある取引の特性に応じ、例えば以下のような点に留意しつつ、適切な利益相反管理の方法を選択し、又は組み合わせることができる態勢となっているか。</u> <u>イ．部門の分離による管理を行う場合には、当該部門間で厳格な情報遮断措置（システム上のアクセス制限や物理上の遮断措置）が講じられているか。</u> <u>ロ．取引の条件若しくは方法の変更又は一方の取引の中止の方法による管理を行う場合には、親金融機関等又は子金融機関等の役員等が当該変更又は中止の判断に関与する場合を含め、当該判断に関する権限及び責任が明確にされているか。</u> <u>ハ．利益相反のおそれがある旨を顧客に開示する方法による管理を行</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>う場合には、想定される利益相反の内容及び当該方法を選択した理由（他の方法を選択しなかった理由を含む。）について、当該取引に係る契約を締結するまでに、当該顧客に対して、顧客の属性に応じ、当該顧客が十分理解できるような説明を行っているか。</u></p> <p><u>二．情報を共有する者を監視する方法による管理を行う場合には、独立した部署等において、当該者の行う取引を適切に監視しているか。</u></p> <p><u>自社及び子金融機関等が新規の取引を行う際には、当該取引との間で利益相反が生じることとなる取引の有無について、必要な確認が図られる態勢となっているか。</u></p> <p><u>利益相反管理の方法について、その有効性を確保する観点から、定期的な検証が行われる態勢となっているか。</u></p> <p><u>(4) 利益相反管理方針の策定及びその概要の公表</u></p> <p><u>利益相反管理方針（金商業等府令第70条の3第1項第3号に規定する方針をいう。以下同じ。）は、証券会社等及びその親金融機関等又は子金融機関等の業務の内容・特性・規模等を勘案した上で、利益相反のおそれのある取引の種類、主な取引例及び当該取引の特定のプロセス、利益相反管理の方法（利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合は、その内容及び理由を含む。）利益相反管理体制（利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する全社的な管理体制を統括する者（以下「利益相反管理統括者」という。）の職責及びその独立性並びに利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理の方法についての検証体制）並びに利益相反管理の対象となる会社の範囲を記載したものとなっているか。この場合において、利益相反のおそれのある取引の種類、取引例及び利益相反管理の方法は、対応して記載されているか。</u></p> <p><u>公表すべき利益相反管理方針の概要は、証券会社等及びその親金融機関等又は子金融機関等の業務の内容・特性・規模等を勘案した上で、利益相反のおそれのある取引の種類、利益相反管理の方法、利益相反管理体制及び利益相反管理の対象となる会社の範囲を分かりやすく記</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>載したものとなっているか。</u> <u>利益相反管理方針の概要は、店舗での掲示・閲覧やホームページへの掲載等の方法により、適切に公表されているか。</u></p> <p>(5) 人的構成及び業務運営体制</p> <p><u>証券会社等及びその子金融機関等の役員は、利益相反管理の重要性を認識し、その実践に誠実にかつ率先垂範して取り組んでいるか。</u> <u>利益相反管理方針を踏まえた業務運営の手續が書面等において明確化されているか。また、当該証券会社等及びその子金融機関等の役員に対し、利益相反管理方針及び当該手續に関する研修の実施等により、利益相反管理についての周知徹底が図られているか。</u> <u>利益相反管理統括者を設置するなど、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行う体制となっているか。</u> <u>利益相反管理統括者等は、利益相反管理方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を的確に実施するとともに、その有効性を適切に検証しているか。</u> <u>利益相反管理統括者等は、営業部門からの独立性を確保し、営業部門に対し十分な牽制を働かせているか。</u> <u>利益相反管理統括者等は、その親金融機関等又は子金融機関等の取引を含め、利益相反管理に必要な情報を集約し、適切な利益相反管理を行う態勢を整備しているか。</u> <u>利益相反管理に係る人的構成及び業務運営体制について、定期的に検証する態勢となっているか。</u></p> <p>(6) 監督手法・対応</p> <p><u>利益相反管理体制は、各証券会社等の業務の内容・特性・規模等に応じ、まずは各証券会社等が自ら整備すべきものであり、上記(1)から(5)までに掲げる事項は、その基本的な枠組みを示したものである。</u> <u>各証券会社等においては、自社及びその子金融機関等の業務の内容・特性・規模等に応じ、それぞれ適切な利益相反管理体制を整備することが</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>- 3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>- 3 - 1 有価証券関連業に係る業務の適切性</p> <p>- 3 - 1 - 1 法令等遵守態勢</p> <p>証券会社等（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）を行う者をいう。以下同じ。）は、個人投資家、機関投資家、有価証券の発行体である企業等が、金融商品市場にアクセスする際に、市場仲介者として機能し、円滑な取引を可能とする役割を果たしている。こうした業務には高い公共性が付随しており、証券会社等は、適正な投資者保護を図りつつ、信頼性の高い業務を遂行することにより、市場仲介機能を効率的かつ安定的に発揮することが求められている。また、そのためには、市場プレイヤーとしても、高い自己規律の下で健全かつ適切に業務を運営することが求められている。</p> <p>こうした証券会社等のコンプライアンス態勢については、基本的には</p> <p>- 2 - 1における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、市場仲介機能等の適切な発揮の観点から策定された自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。</p>	<p><u>求められる。</u></p> <p><u>ただし、証券会社等による利益相反管理体制の整備状況に関わらず、顧客の利益が不当に害されるおそれがあると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には、金商法第56条の2第1項又は第3項の規定に基づく報告を求めることとする。また、報告徴求の結果、証券会社等の利益相反管理体制に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のために必要かつ適当と認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令及び金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u></p> <p>- 3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>- 3 - 1 有価証券関連業に係る業務の適切性</p> <p>- 3 - 1 - 1 法令等遵守態勢</p> <p>証券会社等は、個人投資家、機関投資家、有価証券の発行体である企業等が、金融商品市場にアクセスする際に、市場仲介者として機能し、円滑な取引を可能とする役割を果たしている。こうした業務には高い公共性が付随しており、証券会社等は、適正な投資者保護を図りつつ、信頼性の高い業務を遂行することにより、市場仲介機能を効率的かつ安定的に発揮することが求められている。また、そのためには、市場プレイヤーとしても、高い自己規律の下で健全かつ適切に業務を運営することが求められている。</p> <p>こうした証券会社等のコンプライアンス態勢については、基本的には</p> <p>- 2 - 1における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、市場仲介機能等の適切な発揮の観点から策定された自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>- 3 - 1 - 2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 有価証券の受渡状況その他の必要情報の通知に係る留意事項 証券会社等が、次に掲げる事項を顧客に適切に通知(下記 については顧客の同意した方法による場合を含む。)していない場合は、<u>金商業等府令第123条第8号</u>の規定「顧客の有価証券の売買その他の取引等に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況」に該当するものとする。 ~ (略)</p> <p>(3) 投資信託の乗換えに関する重要事項の説明に係る留意事項 証券会社等が、乗換えに関する次に掲げる事項について説明を行っていない場合において、説明の実績について社内記録の作成及び保存並びにモニタリングを行う等の社内管理体制を構築していないと認められるときは、<u>金商業等府令第123条第9号</u>の規定「投資信託受益証券等の乗換えを勧誘するに際し、顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況」に該当するものとする。 ~ (略)</p> <p>(4) 債券の売出し等の際の重要事象の説明に係る留意事項 証券会社等が、<u>金商法第2条第8項第8号</u>又は第9号(私募の取扱いを除く。)の行為により債券(<u>金商業等府令第123条第11号</u>に規定する有価証券をいう。(4)において同じ。)を個人である顧客(特定投資家を除く。)に取得させ又は売り付けようとする際に、次に掲げる事象について説明を行っていないと認められる場合は、<u>金商業等府令第123条第11号</u>に規定する「これらの有価証券の取得又は買付けの申込みの期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人である顧客(特定投資家を除く。)に対して説明を行っていない状況」</p>	<p>- 3 - 1 - 2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 有価証券の受渡状況その他の必要情報の通知に係る留意事項 証券会社等が、次に掲げる事項を顧客に適切に通知(下記 については顧客の同意した方法による場合を含む。)していない場合は、<u>金商業等府令第123条第1項第8号</u>の規定「顧客の有価証券の売買その他の取引等に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況」に該当するものとする。 ~ (略)</p> <p>(3) 投資信託の乗換えに関する重要事項の説明に係る留意事項 証券会社等が、乗換えに関する次に掲げる事項について説明を行っていない場合において、説明の実績について社内記録の作成及び保存並びにモニタリングを行う等の社内管理体制を構築していないと認められるときは、<u>金商業等府令第123条第1項第9号</u>の規定「投資信託受益証券等の乗換えを勧誘するに際し、顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況」に該当するものとする。 ~ (略)</p> <p>(4) 債券の売出し等の際の重要事象の説明に係る留意事項 証券会社等が、<u>金商法第2条第8項第8号</u>又は第9号(私募の取扱いを除く。)の行為により債券(<u>金商業等府令第123条第1項第11号</u>に規定する有価証券をいう。(4)において同じ。)を個人である顧客(特定投資家を除く。)に取得させ又は売り付けようとする際に、次に掲げる事象について説明を行っていないと認められる場合は、<u>金商業等府令第123条第1項第11号</u>に規定する「これらの有価証券の取得又は買付けの申込みの期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人である顧客(特定投資家を除く。)に対して説明を行ってい</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>に該当するものとする。 イ.ロ. (略) ・ (略) 金商業等府令第123条第11号に規定する説明については、委託契約において、「取得させようとする行為」を証券会社等が行うこととされている場合には、証券会社等が説明を行うこととなる。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>- 3 - 1 - 3 取引一任契約等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 証券会社等の特定同意の範囲について 金商業等府令第123条第13号ロ及びハにおける特定同意は、次に掲げる同意を含む。 ～ (略)</p> <p>(3) 監督手法・対応 日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金商業等府令第123条第13号イからホまでに掲げる取引に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めるとして、証券会社等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>ない状況」に該当するものとする。 イ.ロ. (略) ・ (略) 金商業等府令第123条第1項第11号に規定する説明については、委託契約において、「取得させようとする行為」を証券会社等が行うこととされている場合には、証券会社等が説明を行うこととなる。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>- 3 - 1 - 3 取引一任契約等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 証券会社等の特定同意の範囲について 金商業等府令第123条第1項第13号ロ及びハにおける特定同意は、次に掲げる同意を含む。 ～ (略)</p> <p>(3) 監督手法・対応 日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金商業等府令第123条第1項第13号イからホまでに掲げる取引に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めるとして、証券会社等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>- 3 - 1 - 4 親子法人等との非公開情報の授受</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p>(1) 法人顧客に対するオプトアウトの機会の提供</p> <p><u>証券会社等は、金商業等府令第153条第1項第7号及び第8号並びに同条第2項に基づき、法人顧客に対してオプトアウト(あらかじめ非公開情報を共有する旨を通知された上で、共有を望まない場合に親子法人等への非公開情報の提供の停止を求めることをいう。以下同じ。)の機会を提供することにより、その親子法人等との間で、当該法人顧客に係る非公開情報の授受を行うことが認められている。法人顧客に対するオプトアウトの機会の提供の適切性については、以下の点に留意して検証するものとする。</u></p> <p><u>法人顧客に対し、あらかじめ親子法人等との間で授受を行う非公開情報の範囲、非公開情報の授受を行う親子法人等の範囲、非公開情報の授受の方法、提供先における非公開情報の管理の方法、提供先における非公開情報の利用目的及び親子法人等との間での非公開情報の授受を停止した場合における当該非公開情報の管理方法を通知しているか。なお、これらの事項の詳細について店舗での掲示・閲覧やホームページへの掲載を行っている旨及び問合せ先を法人顧客に対する通知において明らかにするなど、法人顧客が必要な情報を容易に入手できるようにしていれば、当該通知においてこれらの事項の詳細が含まれていなくても、適切に通知が行われていると認められる場合があると考えられる。</u></p> <p><u>法人顧客に通知した内容に軽微な変更があった場合は、その都度通知を行う必要までではないが、例えば、最新の情報をホームページに常時掲載するとともに、その旨を法人顧客に適切に説明するなど、法人顧客が必要な情報を入手できるようにしているか。</u></p> <p><u>オプトアウトの機会の通知は、契約締結時に書面等により行うなど、法人顧客がオプトアウトの機会について明確に認識できるような手段を用いて行っているか。なお、長期の契約を締結している場合など、例えば概ね1年以上にわたり法人顧客に対してオプトアウトの機会の通知を行っていない場合は、当該法人顧客との取引の状況に関わらず、</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>改めて当該通知を行っているか。</u></p> <p><u>法人顧客にオプトアウトの機会の通知を行ってから、親子法人等との間で当該法人顧客に係る非公開情報の授受を開始するまでの間に、当該法人顧客がオプトアウトするか否かを判断するために必要な期間を確保しているか。</u></p> <p><u>個別の通知と併せて、オプトアウトの機会に関する情報について店舗での掲示・閲覧やホームページへの掲載を常時行うとともに、例えば、ホームページにおいて法人顧客が常時オプトアウトできるようにすることや、法人顧客がオプトアウトする場合の連絡先を内部管理部門に常時設置することなどにより、法人顧客に対し、オプトアウトの機会が常時提供されていることを明確にしているか。</u></p> <p><u>証券会社等において、オプトアウトの機会を提供せず、オプトイン（非公開情報を共有されることについて書面により積極的に同意することをいう。以下同じ。）した場合にのみ親子法人等との間でその非公開情報の授受を行う取扱いとする法人顧客がある場合には、どのような属性の法人顧客に対してオプトアウトの機会を提供するのか（又は提供しないのか）の情報の店舗での掲示・閲覧やホームページへの掲載等を通じて、各法人顧客において、自己がオプトアウトの機会の提供を受ける顧客に該当するかを容易に認識できるようにしているか。</u></p> <p><u>(2) 親子法人等との非公開情報の授受に係る留意事項</u></p> <p><u>証券会社等が、金商業等府令第153条第1項第7号及び第8号並びに同条第2項に基づき、親子法人等との間で顧客の非公開情報の授受を行うに当たっては、- 2 - 4のほか、以下の点に留意する必要がある。</u></p> <p><u>親子法人等との間で授受を行う非公開情報の範囲が、あらかじめ特定されているか。</u></p> <p><u>親子法人等との間で授受を行う非公開情報について、アクセス管理の徹底、関係者による持ち出し防止に係る対策及び外部からの不正アクセスの防止など、十分な情報管理がされているか。</u></p> <p><u>証券会社等及び非公開情報の授受を行う親子法人等のそれぞれにお</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>いて、内部管理部門に非公開情報の管理を行う責任者を設置するなど、非公開情報の管理を一元的に行う体制が整備されているか。また、オプトアウトした法人顧客やオプトインしていない顧客に係る非公開情報（以下「非共有情報」という。）については、その他の非公開情報と分離して管理されているか。さらに、非公開情報及び非共有情報の管理状況について、定期的に検証する態勢となっているか。</u></p> <p><u>内部管理部門に設置する非公開情報の管理を行う責任者等が、営業部門等に対し十分に牽制機能を発揮できるよう、例えば以下の措置が講じられているか。</u></p> <p><u>イ．内部管理部門の職員と営業部門その他の非公開情報を利用して業務を行う部門の職員との間で、兼務を認めないこと。</u></p> <p><u>ロ．非公開情報の管理に関する事項について、内部管理部門の判断が営業部門等の判断に必ず優先するなど、的確な牽制権限を有していること。</u></p> <p><u>ハ．非公開情報の管理に関する事項について、営業部門等（経営責任者を除く。）から指揮命令を受けないこととされていること。</u></p> <p><u>非公開情報の管理を行う責任者等の権限及び責任体制や非公開情報の取扱いに関する手続きが、書面等において明確にされているか。特に、営業部門における非共有情報の取扱手続きが、具体的に定められているか。さらに、こうした手続きについて、当該証券会社等及びその親子法人等の役職員への研修の実施等により、周知徹底が図られているか。</u></p> <p><u>証券会社等又は非公開情報の授受を行う親子法人等の営業部門その他の非公開情報を用いて業務を行う部門の役職員について、以下の措置が講じられているか。</u></p> <p><u>イ．当該職員が、当該証券会社等又は非公開情報の授受を行う親子法人等のうち、一の法人等が管理する非共有情報以外の非共有情報にアクセスできないこと。</u></p> <p><u>ロ．当該役職員が、そのアクセスできる非共有情報を管理する法人等以外の法人等が非共有情報を管理する顧客に対して、当該非共有情</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>報を用いて勧誘等を行わないこと。</u></p> <p><u>非公開情報を取り扱う各部門と非公開情報を取り扱わない各部門との間の人事異動等に際し、非公開情報が漏えいしないような措置（守秘義務規定の整備及び資料管理等）が講じられているか。また、例えば、証券会社等において非共有情報を取り扱う営業部門その他の非公開情報を用いて業務を行う部門とその親子法人等の営業部門その他の非公開情報を用いて業務を行う部門との間の人事異動等に際しても、同様の措置が講じられているか。</u></p> <p><u>証券会社等が事務の外部委託を行う場合には、 - 2 - 7（2）のほか、非共有情報が委託先を経由して親子法人等に提供されないよう、以下の措置が講じられているか。</u></p> <p><u>イ．委託先において、非共有情報とその他の顧客の情報を分離して管理すること等により、非共有情報が親子法人等に提供されない措置を講じていること。</u></p> <p><u>ロ．委託先を通じて顧客へのサービス提供を行う場合において、当該サービスが、当該証券会社等の親子法人等が提供するものと誤認されないような措置を講じていること。</u></p> <p><u>ハ．上記イ及びロの措置が適切に講じられるよう、証券会社等が委託先を適切に監督していること。</u></p> <p><u>（3）内部管理業務等を行うために必要な非公開情報の授受に係る留意事項</u></p> <p><u>証券会社等と当該証券会社等の親子法人等は、電子情報処理組織の保守・管理又は内部管理に関する業務（以下（3）において「内部管理業務等」という。）を行う部門（以下（3）において「内部管理部門等」という。）から非公開情報が漏えいしない措置を的確に講じている場合には、金商業等府令第153条第1項第7号ト又はリに基づき、内部管理業務等を行うために必要な非公開情報（非共有情報を含む。）の授受（内部管理に関する業務については、証券会社等から特定関係者以外の親子法人等に提供する場合を除く。）を行うことができるが、その際には、以下の点に留意が必要である。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>例えば以下のような証券会社等における業務は、金商業等府令第 153 条第 3 項第 1 号の「法令遵守管理に関する業務」に該当するものと考えられる。</u></p> <p><u>イ．取扱い商品・サービスに関連する法律問題の検討</u> <u>ロ．顧客等からの苦情・照会等への対応及び顧客等との紛争の処理</u> <u>ハ．利益相反管理及び非公開情報の管理</u> <u>ニ．監督当局への対応</u> <u>ホ．営業部門の取引等における法令等違反の管理（社内処分の検討を含む。）</u> <u>ヘ．インサイダー取引等の不正行為防止のための法人関係情報（金商業等府令第 1 条第 4 項第 14 号）の管理及びモニタリング</u> <u>ト．レピュテーション・リスク及び企業倫理の観点からの業務の検証</u> <u>チ．その他法令に基づく義務を履行するために必要な事務</u></p> <p><u>例えば以下のような証券会社等における業務は、金商業等府令第 153 条第 3 項第 2 号の「損失の危険の管理に関する業務」に該当するものと考えられる。</u></p> <p><u>イ．市場リスク（保有する有価証券等の価格の変動等により損失が発生するリスク）の管理</u> <u>ロ．信用リスク（取引の相手方の契約不履行その他の理由により損失が発生するリスク）の管理</u> <u>ハ．オペレーショナル・リスク（事務処理の誤りその他日常的な業務の遂行において損失が発生するリスク）の管理</u> <u>ニ．流動性リスク管理</u> <u>ホ．災害時等の業務継続体制（BCM）の整備・管理</u></p> <p><u>内部管理部門等において、非公開情報が漏えいしないよう、例えば以下のような措置が的確に講じられているか。</u></p> <p><u>イ．内部管理部門等と、営業部門その他の非公開情報を利用して業務を行う部門の職員との間で、兼務を認めないこと。</u> <u>ロ．内部管理部門等とそれ以外の部門の間の人事異動に際し、非公開情報が漏えいしないような措置（守秘義務規定の整備及び資料管理</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p>等)を講じていること。</p> <p>ハ．内部管理部門等と非公開情報を取り扱わない部門との間で兼務をする職員がある場合には、非公開情報を取り扱わない部門において、上記イ及びロに準じた措置を講じていること。</p> <p>役員等(役員又は法令遵守管理に関する十分な知識・経験を有し、他の職員の指導・監督を行う立場にある職員をいう。以下において同じ。)が、経営管理又は内部管理に関する業務を行うために、その従事する一の法人等が管理する非共有情報以外の非共有情報の提供を受けることは、非共有情報の漏えいには該当しないと考えられるが、その場合には、例えば以下のような措置が講じられているか。</p> <p>イ．当該役員等から当該非共有情報が漏えいしないこと。</p> <p>ロ．当該役員等が、当該非共有情報を、経営管理又は内部管理に関する業務を行う以外の目的(例えば営業目的)で利用しないこと。</p> <p>上記 及び の措置に関する社内規則を整備するとともに、その遵守状況を検証する態勢となっているか。</p> <p>(4)兼職による優越的地位の濫用防止</p> <p>証券会社等の営業部門の職員が、親銀行等又は子銀行等(以下(4)において「親子銀行等」という。)の営業部門の職員との間で兼職し、非公開情報の授受を行う場合については、金商業等府令第153条第1項第10号において親子銀行等の取引上の優越的地位を不当に利用する行為が禁止されていることも踏まえ、以下のような点に留意して監督するものとする。</p> <p>親子銀行等との兼職者が、顧客に対して、金融商品取引行為を行うことを内容とする契約(以下「金融商品取引契約」という。)の締結に応じない場合には、融資等にかかる取引を取りやめる旨又は当該取引に係る不利な取り扱いをする旨を示唆し、当該金融商品取引契約を締結することを事実上余儀なくさせていないか。</p> <p>顧客が競争者(他の金融商品取引業者等)との間で金融商品取引契約を締結する場合には、兼職する親子銀行等固有の業務にかかる取引</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>を取りやめる旨又は当該取引に関し不利な取り扱いをする旨を示唆し、競争者との契約締結を妨害していないか。</u></p> <p><u>優越的地位を不当に利用する行為を防止するための措置を講じる責任を有する部署を設置し、又は担当者を配置し、かつ、それらの部署又は担当者によって当該行為の防止措置が適切に講じられているかを検証するための内部管理態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>優越的地位を不当に利用する行為を防止するため、銀行業務に関する知識及び実務経験を有するものにより、定期的かつ必要に応じて適宜研修が実施されているか。</u></p> <p><u>優越的地位を不当に利用する行為に係る顧客からの苦情受付窓口の明示、苦情処理担当部署の設置、苦情案件処理手順等の策定等の苦情対応体制が整備されているか。</u></p> <p>(5) 金商業等府令第32条の解釈について</p> <p><u>金商業等府令第32条第1号に規定する「金融商品取引業等又は金融商品仲介業の遂行のための業務」とは、金融商品取引業等又は金融商品仲介業に関して経営管理上の判断等を伴うことのない次に掲げる業務を行うことをいう。</u></p> <p><u>イ．店舗等の不動産及び設備の取得、所有、賃貸借、保守、警備及び管理業務</u></p> <p><u>ロ．現金自動預入・支払機等の保守・運行等管理業務</u></p> <p><u>ハ．帳簿、計算書、伝票等の作成、整理、保管、発送及び配送業務</u></p> <p><u>ニ．コンピュータ関連業務（システム開発、保守管理、データの保管管理、電算処理等）</u></p> <p><u>ホ．計算業務（給与計算及び月次決算の計算等の会計事務を含む。）</u></p> <p><u>ヘ．有価証券の管理、整理等に関する業務</u></p> <p><u>ト．名義書換の取次業務</u></p> <p><u>チ．公社債・投資信託の元利金請求業務</u></p> <p><u>リ．金融商品取引所・金融商品取引業者等間等の有価証券の受渡決済業務</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p> <u>ヌ．従業員のカウンセリング等役職員の福利厚生業務及び事務の用に供する物品・サービスの一括購入及び管理業務</u> <u>ル．人事（金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者への労働者の派遣に関する業務を含む。）に関する文書作成等事務的補助業務</u> <u>ヲ．役職員の教育・研修に関する業務</u> <u>ワ．広告宣伝業務</u> <u>カ．自動車の運行、保守、点検等の管理業務</u> <u>コ．統計目的の資料の作成業務</u> <u>ク．出版物等公開情報の提供を行う業務</u> <u>ケ．書類等の印刷、製本、発送及び配送業務</u> <u>金商業等府令第32条第2号に規定する「専ら次に掲げるいずれかの者の業務の遂行のための業務」とは、経営管理上の判断等を伴うことのない上記 に掲げる業務（ハを除く。）をいう。</u> <u>なお、上記 ニについては「コンピュータ関連業務（システム開発、保守管理、データの保管管理のためのハードウェア及びソフトウェアの管理、電算処理等）」と、ヘについては「有価証券の管理、整理等に関する業務（親子法人等の自己の財産として保有しているものに限る。）」と、トについては「名義書換の取次業務（親子法人等の自己の財産として保有しているものに限る。）」と、ルについては「人事（金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者及び親子法人等への労働者派遣業務を含む。）に関する文書作成等事務的補助業務」と読み替えて適用するものとする。</u> <u>上記 ハ（発送及び配送業務は除く。）、ニのデータの保管管理及びヘからリまでの業務は当該金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者及び銀行業等の遂行のために密接に関連する業務であり、合理的な理由がある場合を除き、当該業務は当該金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者の親子法人等又は金商業等府令第32条第1号及び第2号に規定する会社以外に外部委託できないことが原則であることに留意するとともに、当該業務の遂行状況を適宜監督することに留意する。</u> <u>また、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者又は投資運用業者</u> </p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>- 3 - 1 - 4 誤認防止措置</p> <p>(1) 他の金融機関との誤認防止措置に係る留意事項 <u>証券会社等が、本店その他の営業所を金融機関と同一の建物に設置してその業務を行う場合の誤認防止措置については、顧客が当該証券会社等を当該金融機関と誤認することを防止する観点から、以下の点に留意して検証することとする。</u> <u>当該証券会社等と当該金融機関の窓口等が区別されており、かつ、当該証券会社等名が適切に表示されているなど、適切な措置が講じられているか。</u> <u>当該証券会社等が、顧客に対して以下の趣旨を十分に説明している</u></p>	<p><u>行う者に限る。)が上記に掲げる業務を受託する場合、上記 イ、ロ、ホ及びヌからレまでの業務については、金商法第 35 条第 4 項に規定するその他業務の承認が必要となることに留意する。</u> <u>上記 及び に掲げる業務について当該金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者から外部委託する場合においても、当該業務に関する顧客に対する責任及び行政上の責任については当該金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者が免れるものではないことに留意する。</u></p> <p>(6) 監督手法・対応 <u>証券会社等と親子法人等との間の非公開情報の授受に関して、日常の監督事務や事故届出等を通じて把握された課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告を求めるとして、証券会社等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令違反等が認められる等の場合には、金商法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u></p> <p>- 3 - 1 - 5 誤認防止措置</p> <p>(1) 他の金融機関との誤認防止措置に係る留意事項 顧客が証券会社等を他の金融機関と誤認することを防止する観点から、以下の点に留意して検証することとする。 <u>証券会社等が、本店その他の営業所を他の金融機関と同一の建物に設置してその業務を行う場合には、以下の点について、顧客に対して十分に説明しているか。</u> イ．<u>当該証券会社等と当該金融機関又は親子法人等は、別法人であること。</u> ロ．<u>当該証券会社等が提供する有価証券関連業に係る商品・サービス</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>か。 <u>イ．当該証券会社等と当該金融機関とは別法人であること。</u> <u>ロ．当該証券会社等が提供する有価証券関連業に係る商品や役務は、当該金融機関が提供しているものではないこと。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>- 3 - 1 - <u>5</u> 業務継続体制 (B C M)</p> <p>(略)</p> <p>- 3 - 1 - <u>6</u> 災害時における金融に関する措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 東海地震の地震防災対策強化地域内外における金融上の諸措置</p>	<p><u>は、当該金融機関又は親子法人等が提供しているものではないこと。</u> <u>証券会社等の営業部門の職員が、その親子法人等の営業部門との間で兼職をしている場合には、以下のような措置が適切に講じられているか。</u> <u>イ．職員が同一の店舗内で取り扱う商品・サービス内容及びその提供主体である法人名を、当該店舗に掲示することなどにより、来訪した顧客が容易に認識できるようにすること。</u> <u>ロ．当該職員が、顧客に対し、その兼職する親子法人等の範囲を分かりやすく明示すること。特に、例えば窓口業務のように、不特定多数の顧客を相手にする業務を行う場合は、当該職員が取り扱う主な商品・サービスの範囲や当該職員の兼職の状況について、当該窓口への掲示等により、顧客に対し常時明示されていることが望ましい。</u> <u>ハ．特に、当該職員が新規顧客に対し勧誘を行う場合や、顧客に対し新たな商品・サービスの勧誘を行う場合には、その兼職状況及び取り扱う商品・サービスの範囲について、十分な説明を行うこと。</u> <u>ニ．顧客と契約を締結する際には、書面等による確認を行うなど、当該契約の相手方である法人名を顧客が的確に認識できる機会を確保すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>- 3 - 1 - <u>6</u> 業務継続体制 (B C M)</p> <p>(略)</p> <p>- 3 - 1 - <u>7</u> 災害時における金融に関する措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 東海地震の地震防災対策強化地域内外における金融上の諸措置</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>大規模地震対策特別措置法により地震防災対策強化地域の指定が行われると、指定行政機関は、事前に地震災害及び二次災害の発生を防止し災害の拡大を防ぐための措置を定めなければならないこととされている。</p> <p>しかし、金融商品取引業務の事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、証券会社等に対し、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</p> <p>東海地震の地震防災対策強化地域内に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応について</p> <p>イ．～ハ．（略）</p> <p>二．その他</p> <p> a．（略）</p> <p> b．発災後の証券会社等の応急措置については、<u>- 3 - 1 - 6</u>に基づき、適時、的確な措置を講ずることを要請する。</p> <p>（略）</p> <p>（ 3 ） （略）</p> <p>- 3 - 2 証券会社等の市場仲介機能等の適切な発揮</p> <p>- 3 - 2 - 1 市場仲介者としてのオペレーションの信頼性向上</p> <p>（ 1 ）・（ 2 ） （略）</p> <p>（ 3 ）証券会社等の電子情報処理組織の管理に係る留意事項</p> <p>証券会社等の電子情報処理組織の管理について、次に掲げる場合に該当する事実が認められる場合には、<u>金商業等府令第123条第14号</u>「電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況」の規定に該当するものとする。</p>	<p>大規模地震対策特別措置法により地震防災対策強化地域の指定が行われると、指定行政機関は、事前に地震災害及び二次災害の発生を防止し災害の拡大を防ぐための措置を定めなければならないこととされている。</p> <p>しかし、金融商品取引業務の事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、証券会社等に対し、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</p> <p>東海地震の地震防災対策強化地域内に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応について</p> <p>イ．～ハ．（略）</p> <p>二．その他</p> <p> a．（略）</p> <p> b．発災後の証券会社等の応急措置については、<u>- 3 - 1 - 7</u>に基づき、適時、的確な措置を講ずることを要請する。</p> <p>（略）</p> <p>（ 3 ） （略）</p> <p>- 3 - 2 証券会社等の市場仲介機能等の適切な発揮</p> <p>- 3 - 2 - 1 市場仲介者としてのオペレーションの信頼性向上</p> <p>（ 1 ）・（ 2 ） （略）</p> <p>（ 3 ）証券会社等の電子情報処理組織の管理に係る留意事項</p> <p>証券会社等の電子情報処理組織の管理について、次に掲げる場合に該当する事実が認められる場合には、<u>金商業等府令第123条第1項第14号</u>「電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況」の規定に該当するものとする。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>~ (略)</p> <p>- 3 - 2 - 2 発行体に対するチェック機能の発揮</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>~ (略)</p> <p>- 3 - 2 - 2 発行体に対するチェック機能の発揮</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 親子法人等が発行する株券の引受けに関する留意事項 <u>証券会社等が、金商業等府令第153条第1項第4号八に基づき、その親子法人等が発行する株券の引受けの主幹事会社となる場合には、当該引受けに係る発行価格の決定に関して他の証券会社等の適切な関与を確保するため、以下の措置が講じられているか。</u> <u>引受主幹事会社である当該証券会社等と発行体との間で取り交わす引受審査手続に係る契約書において、以下の点を明記すること。</u> <u>イ．当該発行価格の決定に関与する他の証券会社等（以下（2）において「独立引受幹事会社」という。）が、引受主幹事会社と同等の権限を有すること。</u> <u>ロ．独立引受幹事会社は、引受審査の内容の妥当性に関する意見を、発行者に対し、又は対外的に表明できること。</u> <u>以下の点に照らして引受業務に十分な経験を有する証券会社等を独立引受幹事会社とすること。</u> <u>イ．過去5年以上引受業務に従事していること。</u> <u>ロ．過去2年以内に、主幹事会社としての実績を有していること。なお、過去に、当該株券の発行体と同じ業種に属する者が発行した株券の引受けについて、主幹事会社としての実績を有していることが望ましい。</u> <u>（注）各発行体の業種については、例えば、証券コード協議会が設定・公表する「大分類」によることが考えられる。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>- 3 - 3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>- 3 - 3 - 2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 店頭金融先物取引業者の説明責任に係る留意事項 取引時に表示した数値の提示等 イ. 金商業等府令第123条第21号に関し、店頭金融先物取引について、店頭金融先物取引業者が顧客の取引時に表示した金融商品、金融指標又はオプションの価格を、当該価格の提示を要求した当該顧客に提示する場合には、各取引日ごとの始値、高値、安値及び終値の提示によることができる。 ロ. (略) ~ (略)</p> <p>(4)~(7) (略)</p> <p>- 3 - 3 - 3 取引一任契約等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 店頭デリバティブ取引業者の特定同意の範囲について 金商業等府令第123条第13号ロ及びハにおける特定同意は、次に掲げる同意を含む。 ~ (略)</p> <p>(3) 監督手法・対応 日常の監督事務や、事故報告等を通じて把握された、店頭デリバティブ取引業者の金商業等府令第123条第13号イからホまでに掲げる行為に関する課題については、上記の着眼点に基づきながら、深度あるヒアリ</p>	<p>- 3 - 3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>- 3 - 3 - 2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 店頭金融先物取引業者の説明責任に係る留意事項 取引時に表示した数値の提示等 イ. 金商業等府令第123条第1項第21号に関し、店頭金融先物取引について、店頭金融先物取引業者が顧客の取引時に表示した金融商品、金融指標又はオプションの価格を、当該価格の提示を要求した当該顧客に提示する場合には、各取引日ごとの始値、高値、安値及び終値の提示によることができる。 ロ. (略) ~ (略)</p> <p>(4)~(7) (略)</p> <p>- 3 - 3 - 3 取引一任契約等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 店頭デリバティブ取引業者の特定同意の範囲について 金商業等府令第123条第1項第13号ロ及びハにおける特定同意は、次に掲げる同意を含む。 ~ (略)</p> <p>(3) 監督手法・対応 日常の監督事務や、事故報告等を通じて把握された、店頭デリバティブ取引業者の金商業等府令第123条第1項第13号イからホまでに掲げる行為に関する課題については、上記の着眼点に基づきながら、深度ある</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>ングを行うことや、必要に応じて金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告を求めることを通じて、店頭デリバティブ取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>- 4 諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>- 4 - 2 承認及び届出等</p> <p>- 4 - 2 - 2 承認</p> <p>- 4 - 2 - 2 - 1 その他業務の承認</p> <p>- 4 - 2 - 2 - 2 弊害防止措置の適用除外承認</p> <p>(略)</p> <p>・監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</p> <p>- 2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）</p> <p>- 2 - 1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性</p> <p>- 2 - 1 - 1 勧誘・説明態勢</p> <p>(1) 有価証券の受渡状況その他の必要情報の通知に係る留意事項</p>	<p>ヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告を求めることを通じて、店頭デリバティブ取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>- 4 諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>- 4 - 2 承認及び届出等</p> <p>(削除)</p> <p>- 4 - 2 - 2 承認</p> <p>(削除)</p> <p>・監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</p> <p>- 2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）</p> <p>- 2 - 1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性</p> <p>- 2 - 1 - 1 勧誘・説明態勢</p> <p>(1) 有価証券の受渡状況その他の必要情報の通知に係る留意事項</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>みなし有価証券販売業者等(金商法第28条第2項第1号に規定する行為を業として行う者(以下「自己募集業者」という。))又は同項第2号に規定する行為を業として行う者(以下「みなし有価証券販売業者」という。))であって、金商法第63条第2項に規定する適格機関投資家等特例業務を行う者に該当しない者をいう。)が、次に掲げる事項を顧客に適切に通知していない場合は、<u>金商業等府令第123条第8号の規定</u>「顧客の有価証券の売買その他の取引等に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況」に該当するものとする。</p> <p>～ (略)</p>	<p>みなし有価証券販売業者等(金商法第28条第2項第1号に規定する行為を業として行う者(以下「自己募集業者」という。))又は同項第2号に規定する行為を業として行う者(以下「みなし有価証券販売業者」という。))であって、金商法第63条第2項に規定する適格機関投資家等特例業務を行う者に該当しない者をいう。)が、次に掲げる事項を顧客に適切に通知していない場合は、<u>金商業等府令第123条第1項第8号の規定</u>「顧客の有価証券の売買その他の取引等に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況」に該当するものとする。</p> <p>～ (略)</p>
<p>(2) 投資信託の乗換えに関する重要事項の説明に係る留意事項</p> <p>みなし有価証券販売業者等が、乗換えに関する次に掲げる事項について説明を行っていない場合において、説明の実績について社内記録の作成及び保存並びにモニタリングを行う等の社内管理体制を構築していないと認められるときは、<u>金商業等府令第123条第9号の規定</u>「投資信託受益証券等の乗換えを勧誘するに際し、顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況」に該当するものとする。</p> <p>～ (略)</p>	<p>(2) 投資信託の乗換えに関する重要事項の説明に係る留意事項</p> <p>みなし有価証券販売業者等が、乗換えに関する次に掲げる事項について説明を行っていない場合において、説明の実績について社内記録の作成及び保存並びにモニタリングを行う等の社内管理体制を構築していないと認められるときは、<u>金商業等府令第123条第1項第9号の規定</u>「投資信託受益証券等の乗換えを勧誘するに際し、顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況」に該当するものとする。</p> <p>～ (略)</p>
<p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(3)～(5) (略)</p>
<p>- 2 - 1 - 2 取引一任契約等</p>	<p>- 2 - 1 - 2 取引一任契約等</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) みなし有価証券販売業者等の特定同意の範囲について</p> <p><u>金商業等府令第123条第13号口及び八における特定同意は、次に掲げる同意を含む。</u></p> <p>～ (略)</p>	<p>(2) みなし有価証券販売業者等の特定同意の範囲について</p> <p><u>金商業等府令第123条第1項第13号口及び八における特定同意は、次に掲げる同意を含む。</u></p> <p>～ (略)</p>
<p>(3) 監督手法・対応</p>	<p>(3) 監督手法・対応</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握されたみなし有価証券販売業者等の金商業等府令第123条第13号イからホまでに掲げる取引に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、みなし有価証券販売業者等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>- 2 - 1 - 3 誤認防止措置</p> <p>(1) 他の金融機関との誤認防止措置に係る留意事項</p> <p>みなし有価証券販売業者等が、本店その他の営業所を他の金融機関と同一の建物に設置してその業務を行う場合は、<u>誤認防止措置については、顧客が当該みなし有価証券販売業者等を当該金融機関と誤認することを防止する観点から、以下の点に留意して検証することとする。</u></p> <p><u>当該みなし有価証券販売業者等と当該金融機関の窓口等が区別されており、かつ、当該みなし有価証券販売業者等名が適切に表示されているなど、適切な措置が講じられていること。</u></p> <p><u>当該みなし有価証券販売業者等が、顧客に対して以下の趣旨を十分に説明すること。</u></p> <p><u>イ．当該みなし有価証券販売業者等と当該金融機関とは別法人であること。</u></p> <p><u>ロ．当該みなし有価証券販売業者等が提供する有価証券関連業に係る商品や役務は、当該金融機関が提供しているものではないこと。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握されたみなし有価証券販売業者等の金商業等府令第123条第1項第13号イからホまでに掲げる取引に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、みなし有価証券販売業者等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>- 2 - 1 - 3 誤認防止措置</p> <p>(1) 他の金融機関との誤認防止措置に係る留意事項</p> <p>みなし有価証券販売業者等が、本店その他の営業所を他の金融機関と同一の建物に設置してその業務を行う場合には、<u>顧客が当該みなし有価証券販売業者等を当該金融機関と誤認することを防止する観点から、以下の点について顧客に十分に説明しているかに留意して検証することとする。</u></p> <p><u>当該みなし有価証券販売業者等と当該金融機関は、別法人であること。</u></p> <p><u>当該みなし有価証券販売業者等が提供する有価証券関連業に係る商品・サービスは、当該金融機関が提供しているものではないこと。</u></p> <p>(2) (略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>- 2 - 2 市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>- 2 - 2 - 3 取引一任契約等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市場デリバティブ取引業者の特定同意の範囲について <u>金商業等府令第123条第13号ロ及びハ</u>における特定同意は、次に掲げる同意を含む。 ~ (略)</p> <p>(3) 監督手法・対応 日常の監督事務や、事故報告等を通じて把握された、市場デリバティブ取引業者の<u>金商業等府令第123条第13号イ</u>からホまでに掲げる取引に関する課題については、上記の着眼点に基づきながら、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、市場デリバティブ取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p><u>・監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）</u></p>	<p>- 2 - 2 市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>- 2 - 2 - 3 取引一任契約等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市場デリバティブ取引業者の特定同意の範囲について <u>金商業等府令第123条第1項第13号ロ及びハ</u>における特定同意は、次に掲げる同意を含む。 ~ (略)</p> <p>(3) 監督手法・対応 日常の監督事務や、事故報告等を通じて把握された、市場デリバティブ取引業者の<u>金商業等府令第123条第1項第13号イ</u>からホまでに掲げる取引に関する課題については、上記の着眼点に基づきながら、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、市場デリバティブ取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p><u>・監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）</u></p>
<p>- 2 業務の適切性（投資運用業）</p> <p>- 2 - 2 投資一任業に係る業務の適切性</p> <p>- 2 - 2 - 5 その他留意事項</p>	<p>- 2 業務の適切性（投資運用業）</p> <p>- 2 - 2 投資一任業に係る業務の適切性</p> <p>- 2 - 2 - 5 その他留意事項</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 金商法第2条第8項第12号口の解釈について <u>金商業等府令第123条第13号口からホまでに規定する契約は、金商法第2条第8項第12号口に規定する投資一任契約に該当しない。</u></p> <p>・監督上の評価項目と諸手続(登録金融機関)</p> <p>- 1 業務の適切性(登録金融機関) 登録金融機関の業務の適切性については、<u>- 2(- 2 - 3 - 4(2)、 - 2 - 6(1)、 - 2 - 8(3)及び - 2 - 9を除く。)</u>及び <u>- 3 - 1(- 3 - 1 - 2(1)及び - 3 - 1 - 4を除く。)</u> <u>- 3 - 3(- 3 - 3 - 1(1)、 - 3 - 3 - 2(3) から まで及び - 3 - 3 - 4を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りではない。)</u> <u>- 2及び - 2に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</u> なお、金融商品仲介業務については、<u>- 3 - 1 - 2(4) イ及びロの理論価格、並びに ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</u></p> <p>- 1 - 2 優越的地位の濫用防止</p> <p>(1) 兼業業務における優越的地位の濫用 兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用する行為については、金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について(平成16年12月1日：公正取引委員会(再掲))も参考として監督を行う必要があるが、例えば、次に掲げる行為は、兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用する行為に該当し得るものであ</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 金商法第2条第8項第12号口の解釈について <u>金商業等府令第123条第1項第13号口からホまでに規定する契約は、金商法第2条第8項第12号口に規定する投資一任契約に該当しない。</u></p> <p>・監督上の評価項目と諸手続(登録金融機関)</p> <p>- 1 業務の適切性(登録金融機関) 登録金融機関の業務の適切性については、<u>- 2(- 2 - 3 - 4(2)、 - 2 - 6(1)、 - 2 - 8(3)及び - 2 - 9を除く。)</u><u>- 1 - 3、 - 3 - 1(- 3 - 1 - 2(1)、 - 3 - 1 - 4(4)及び - 3 - 1 - 5を除く。)</u> <u>- 3 - 3(- 3 - 3 - 1(1)、 - 3 - 3 - 2(3) から まで及び - 3 - 3 - 4を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りではない。)</u> <u>- 2及び - 2に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</u> なお、金融商品仲介業務については、<u>- 3 - 1 - 2(4) イ及びロの理論価格、並びに ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</u></p> <p>- 1 - 2 優越的地位の濫用防止</p> <p>(1) 兼業業務における優越的地位の濫用 兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用する行為については、金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について(平成16年12月1日：公正取引委員会(再掲))も参考として監督を行う必要があるが、例えば、次に掲げる行為は、兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用する行為に該当し得るものであ</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>り、留意が必要である。</p> <p>登録金融機関が顧客に対し、<u>金融商品取引行為を行うことを内容とする契約（以下「金融商品取引契約」という。）の締結に応じない場合には、融資等兼業業務に係る取引を取りやめる旨又は当該業務に係る不利な取扱いをする旨を示唆し、金融商品取引契約を締結することを事実上余儀なくさせていないか。</u></p> <p>～ （略）</p> <p>(2)・(3) （略）</p>	<p>り、留意が必要である。また、<u>登録金融機関の職員が他の金融機関等との間で兼職をしている場合において、当該兼職先の業務による取引上の優越的地位を不当に利用する行為についても、同様に、留意が必要である。</u></p> <p>登録金融機関が顧客に対し、<u>金融商品取引契約の締結に応じない場合には、融資等兼業業務に係る取引を取りやめる旨又は当該業務に係る不利な取扱いをする旨を示唆し、金融商品取引契約を締結することを事実上余儀なくさせていないか。</u></p> <p>～ （略）</p> <p>(2)・(3) （略）</p>
<p><u>XI．監督上の評価項目と諸手続（金融商品仲介業者）</u></p> <p>XI - 1 業務の適切性（金融商品仲介業者）</p> <p>金融商品仲介業者の業務の適切性については、 - 2（ - 2 - 6（1）を除く。）及び - 3 - 1（ - 3 - 1 - 2（2）、 - 3 - 1 - 3（1）及び（2）並びに - 3 - 1 - 5を除く。）に準ずるほか、以下の点に留意して検証することとする。</p> <p>なお、 - 3 - 1 - 2（4）の債券とは、金商業等府令第281条第7号に規定する有価証券をいい、同（4）イ及びロの理論価格、並びに同（4）ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者等において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</p> <p><u>（1）説明書類に係る留意事項</u></p> <p>金商法第66条の18に規定する説明書類については、<u>常に、顧客の求めに応じ閲覧できる状態にあるよう金融商品仲介業者に指示するものとする。</u></p>	<p><u>XI．監督上の評価項目と諸手続（金融商品仲介業者）</u></p> <p>XI - 1 業務の適切性（金融商品仲介業者）</p> <p>金融商品仲介業者の業務の適切性については、 - 2（ - 2 - 6（1）を除く。）及び - 3 - 1（ - 3 - 1 - 2（2）、 - 3 - 1 - 3（1）及び（2）並びに - 3 - 1 - 6を除く。）に準ずるほか、<u>金商法第66条の18に規定する説明書類については、以下の点に留意して検証することとする。</u></p> <p>なお、 - 3 - 1 - 2（4）の債券とは、金商業等府令第281条第7号に規定する有価証券をいい、同（4）イ及びロの理論価格、並びに同（4）ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者等において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</p> <p><u>（1）常に、顧客の求めに応じ閲覧できる状態にあるよう金融商品仲介業者に指示するものとする。</u></p> <p><u>（2）各金融商品仲介業者が店舗に備え置いた日を確認するものとする。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p><u>各金融商品仲介業者が店舗に備え置いた日を確認するものとする。</u></p> <p><u>XII. 監督上の評価項目と諸手続（証券金融会社）</u></p> <p>XII - 2 業務の適切性（証券金融会社） 証券金融会社の業務の適切性については、 - 2（ - 2 - 3 - 1、 - 2 - 3 - 3、 - 2 - 3 - 4、 - 2 - 4（1）及び並びに - 2 - 7（2）へを除く。） - 3 - 1 - <u>5</u>及び - 3 - 1 - <u>6</u>に準ずるほ か、以下の点に留意するものとする。</p> <p><u>XII - 2 - 1 事業報告書</u> <u>証券金融会社に関する内閣府令（以下「金融会社府令」という。）第3条 の4第1項に規定する事業報告書「3 個人情報保護に関して講じている 措置の状況」の記載については以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p><u>XII. 監督上の評価項目と諸手続（証券金融会社）</u></p> <p>XII - 2 業務の適切性（証券金融会社） 証券金融会社の業務の適切性については、 - 2（ - 2 - 3 - 1、 - 2 - 3 - 3、 - 2 - 3 - 4、 - 2 - 4（1）及び並びに - 2 - 7（2）へを除く。） - 3 - 1 - <u>6</u>及び - 3 - 1 - <u>7</u>に準ずるほ か、<u>証券金融会社に関する内閣府令（以下「金融会社府令」という。）第3 条の4第1項に規定する事業報告書「3 個人情報保護に関して講じてい る措置の状況」の記載については、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(1)・(2) (略)</p>